

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会		
日時	令和6年1月23日(火) 午後1時30分～午後3時30分		
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室		
出席者	会長 平野 隆之 副会長 澤田 喜博 委員 佐瀬 美恵子、渡邊 史恵、加納 多恵子、岡本 直子、 鈴木 珠子、森 愛子、辻原 永子、納谷 周吾、谷 仁、 桑田 敬司、橋野 浩美、上月 浩、中山 裕雅 欠席委員 浦野 京子、山内 祥弘 関係機関 社会福祉協議会地域福祉係 係長 宮平 太 " 主査 針山 大輔		
事務局	こども福祉部福祉室地域福祉課	課長	岩本 和加子
	"	主幹	吉川 里香
	"	係長	亀岡 菜奈
	"	係長	堂ノ前 貴洋
	"	課員	上月 祐紀
	"	課員	島田 友美
	"	課員	藤岡 那緒
	"	課員	渡邊 麻里
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>		
傍聴者数	7 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)		

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 重層的支援体制整備事業について

イ 第4次地域福祉計画について

(3) 解 説

2 提出資料

次 第

委員名簿

資料 1 関連会議フロー図の改善点

資料 2 生活困窮者自立支援専門部会の設置について

資料 3 参加支援事業と会議の関連

資料 4 第4次地域福祉計画 取組概要

## 資料 5 地域福祉計画と重層事業実施計画の R4 実績関係図

当日資料 芦屋市の地域福祉と重層的支援体制整備事業について

### 3 審議内容

#### (1) 開 会

(会議の成立) 開会時点で、委員総数17人中15人の出席により成立

#### (2) 議 事

<平野部会長>

それでは、議事に入りたいと思います。今日は議事が2つありまして、それから、私から重層的支援体制整備事業の解説をさせていただこうかと思っております。それでは、議事1から事務局、よろしくお願いいたします。

#### ア 重層的支援体制整備事業について

<事務局：堂ノ前>

それでは、議事(1)重層的支援体制整備事業について、これまでの他の附属機関の議論も交えて紹介させていただきながら、現在の芦屋市の取組の御説明をさせていただきます。資料は資料1から3までとなります。

まず、資料1は芦屋市の重層的支援体制整備事業の実施計画に掲載している関連会議のフロー図になります。こちらを基にこれまで芦屋市で取り組んできたこと、逆に取り組めなかったことを整理しております。

当初想定していたこととしては、Aの重層的支援のチーム会議において、Eの様々な会議体から会議の結果を持ち込み、他の機関による対応が必要なケースであれば、その方向性をAの重層的支援チーム会議で検討を行い、また地域づくりとして対応が必要であれば、どういった地域課題が考えられるのかということを検討することとしていました。Aの重層的支援チーム会議での話合いの結果を基にして、Bの総合相談連絡会を多機関協働支援会議に改編し、関係機関で集まって検討することとしておりました。その中で多機関での支援が必要な事例を蓄積した上で、どのように芦屋市の多機関で連携していければいいのかということを中心としてCの多機関協働推進委員会で検討し、また地域づくりなどにつきましては、Dの地域福祉推進協議会で検討を重ねまして、その結果をこちらの社会福祉審議会地域福祉部会に報告することとしておりました。Cの多機関協働推進委員会は生活困窮者自立支援推進協議会を改変したもので、その経緯について資料2で記載しております。

資料2を御覧ください。生活困窮者自立支援推進協議会は、経済的な困窮や就労、社会的孤立など、生活困窮者の抱える課題につきまして、関係機関と連携し、支援に必要なネットワークを構築するために設置した協議会でしたが、より広く社会参加支援を意識しながら多機関での協働を推進して、重層的支援体制整備事業の進捗会議も行う多機関協働推進委員会へと改編をしたところです。なお、生活困窮者を抱える課題等について協議する場として、多機関協働推進委員会内に生活困窮者自立支援専門部会という部会を設置し、生活困窮者の課題整理、対応策の検討を行っていきます。こちらが関係する会議の大まかな流れです。

資料1にお戻りください。このスキームで重層的支援体制整備事業の実施計画を令和5年12月に作成したところで、およそ1年間取り組んだ中で、オレンジ色が一定取り組めた事業、緑色が取組に至っていない事業として整理をしております。出来たこととしては、左上のAの重層的支援のチーム会議においては、実際に月1回程度市と社協とで集まって開催し、ケースの検討を重ねてきました。また、関係機関の重層的支援体制整備事業についての理解を深めるため、各機関の職員を対象とした研修会も実施しました。Bの多機関

協働支援会議も実際に開催しており、個別ケースで対応が必要な場合は随時開催、また3か月に1回の定例会議では特に社会参加支援に着目して、多機関での協議を行いました。

一方、出来なかったこととしては、Aの重層的支援のチーム会議で個別ケースの支援が中心となってしまい、地域課題の検討までなかなか至っていないということが挙げられます。また、Eの各分野、各会議からの会議結果について、持ち込まれる分野が一部に限られてしまったことが課題になっています。事業が始まって1年で、現在取り扱っているケースが限られていることがあり、その数を増やしながらか俯瞰的な視点での検討を整理していくこと、また各分野の会議からの地域課題の抽出ができるよう、どのようにやっていくのかというのを考えていきたいと思っております。

資料3を御覧ください。こちらは参加支援事業と会議の関係の図となっております、社会参加の支援に関する取組の概要を示しております。重層的支援体制整備事業については、個人や世帯に対する個別の相談への支援だけではなく、社会参加への支援、そして地域づくりまでつなげていくような支援を一体的に考えて進めていく必要がありますが、本市では特に社会参加の支援の取組が必要だということから、このような形で進めようとしているところです。既に課題が顕在化している人に対する個別の支援と、潜在的な方を発掘するための社会参加の場づくりも進めております。またそれぞれの事業を関連づけながら整理していく役割として、社会福祉協議会へ委託をして、それぞれの事業者の強みを生かしながら進めております。

以上のような取組について、多機関協働推進委員会は主に重層的支援体制の整備事業の全体像などについて、地域福祉推進協議会は地域づくりについて御報告して協議いただいております。

多機関協働推進委員会におきましては、多機関協働において各機関が役割などを理解することが必要だが、狭間の人を取り残さないことに留意する必要があるということや、予防的な取組が必要なケースにおいて、実際にどの分野、どういった機関が自ら踏み込んで取り扱うかというところの整理が難しいというような意見がございました。また児童の問題に関しましては、要保護児童対策地域協議会がありますが、そちらで支援者の会議は可能であるが、保護者への問題などについて重点的に支援が必要になるという場合には、多機関協働支援会議で取り扱うのかということで、双方で協議をして整理していく必要があるという意見がございました。

地域福祉推進協議会におきましては、住み慣れた地域で暮らしていくために必要なことについて、グループ協議などを行っており、困り感のない世帯に対して、地域や専門職が気づくことで関わりが広げられるのではないかとということや、孤立しないために楽しい居場所があるということが重要、また専門職が分野を乗り越えて協働していく必要があるという意見がございました。

こういった意見を関係機関からもいただいておりますので、重層的支援体制整備事業についても仕組みを検討し、改善を重ねながら取組を進めてまいります。

芦屋市で取り組んでおります重層的支援体制整備事業についての報告は以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。なかなか理解が難しいと思いますが、後の解説のところでは芦屋の仕組みが何でこのような形になっているのかはまた細かく触れたいと思います。簡単に、資料1でA、B、C、Dという4つの会議体が現在設置されていて、Aが最も個別的な会議体で、Dのほうに向かうとだんだんと政策的な話合いをする、そういう方向に近づいていくと理解してもらえればと思います。特にAは様々なケースがあるので、芦屋の場合には、できるだけ多くのケースをチーム会議と称して社協と行政が検討していく。特に困難なケース、あるいはもう少し様々な形で検討したほうが良いようなケースはBに移って、そこで本格的に支援の在り方を協議するということになります。そこから見えてきた課題を先ほど説明があった困窮の会議体から変更したCの会議において政策的や仕組みの

上で修正したほうがいいのかどうかを決める。最後に、もう少し広い意味で地域づくりとか、地域福祉との関連をより強めたほうがいいというのはDの会議で行われるという関係になっています。重層的支援体制整備事業の実施計画の中で、それぞれこの仕組みが毎年うまくいっているかどうかを点検する場がCの場で、先日その協議をしたという関係になっています。

あまりにも難しい話だったので、後でまた戻るということにさせていただいて、2つ目の議事の第4次の地域福祉計画の進捗状況の報告を受け、全体で解説のところも踏まえて協議をさせていただければと思います。

では次の議事2の第4次地域福祉計画についての御説明を事務局からお願いします。

#### イ 第4次地域福祉計画について

<事務局：堂ノ前>

次の第4次地域福祉計画について、令和4年度の進捗状況を御報告いたします。資料4を御覧ください。資料4は、地域福祉計画の20の施策について、中段に取組概要、下段には課題と令和4年度に行った新たな取組、そして今後の方向性などを施策ごとにまとめたものとなっております。

それでは、資料4の施策につきまして、主だったものを中心に御説明いたします。

施策1「地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備」です。生活困窮者の方を支援するため、これまでも総合相談窓口などにおいて相談を受け付け、関係機関と連携して支援に取り組んでまいりましたが、やはり総合相談窓口をはじめ各種窓口を知らない方も存在するということから、チラシの作成や広報紙などによる周知を継続して行っております。また、先ほどの重層的支援体制整備事業にも関連しますが、既存の制度の枠に収まらない新たな地域生活課題への対応ということで、多機関協働支援会議という仕組みをつくりまして、令和5年度に運用を進めていっております。

施策2「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」です。権利擁護支援センターを中心に取組を進めてきましたが、地域連携ネットワークの構築が必要ということと、市民の方への周知啓発が求められているということがあり、まずは支援ハンドブックを作成し、啓発の研修の企画検討を行っております。また、今後関係機関についても、権利擁護支援センターの役割を周知していきたいと思っております。

施策3「地域づくりの拠点としての地域福祉センターの機能強化」です。保健福祉センターは芦屋市の福祉の拠点として様々な活動を行っております。コロナ禍ではなかなか取組はできなかったところがあるのですが、令和5年度に保健福祉フェアを再開するなど、各種取組を進めて情報の発信や、関連機関の連携による取組を進めております。

施策4「地域共生推進に向けた庁内連携の強化」です。こちらも先ほどの重層的支援体制整備事業とも関係しますが、やはり多部署横断で単一の分野だけでの支援によるのではなくて、様々な情報共有を図りながら連携強化を図る必要があるということで、令和4年度は専門部会を庁内でも立ち上げて、課題共有や課題解決に向けたアイデア出し等を行っております。

施策5の「計画進行のプラットフォームの設置」について、地域福祉計画はこの地域福祉部会で進捗等を報告しているところですが、関係する附属機関等でも様々な議論をいただき、課題などについても報告し、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

施策6「全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり」ですが、社会福祉協議会やあしや市民活動センターにおいて、居場所や交流に関する事業を実施しております。また様々なところで意見を伺う中で居場所というキーワードが出てきておりますので、社会福祉協議会のプラスワン事業として拠点が新たに整備されており、また重層事業にも関連しながら居場所に関する取組を行っております。

施策7「地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり」です。令和4年度の取組と

して、職業体験等の機会創出のために「こえる場！」というプラットフォームがあり、参画いただいている企業団体さんと意見交換を行いました。令和5年度以降マッチングにつながった事例もございます。福祉関係団体、それ以外の団体とも連携して、就労のプログラムづくりに取り組んでいきたいと思っております。

施策8「地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進」です。地域支え合い推進員、生活支援コーディネーターの方に地域資源の発掘や把握などを行っていただいております。引き続き草の根的な地道な活動が必要かなと思っております。その一環として「つどい場ガイド」というものを発行いただいております。

施策9「地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進」、こちらは地域ケアシステム検討委員会等でこれまでのネットワークづくりについて協議を重ねてきました。これまでの協議についても踏まえつつ、実行ある取組、仕組みとしていくために今後どうしていくのかを検討していきたいと思っております。

施策10「社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進」について、市としては社会福祉法人に対する監査指導や、地域における公益的な取組の実施状況の確認・助言を行っており、そのほかに社会福祉法人連絡協議会も立ち上げられております。これらをベースに令和4年度に研修会を開催されておりますので、今後具体的な活動を検討していくこととされております。

施策11「ボランティア活動支援と福祉学習の充実」です。保健福祉センターの2階にボランティア活動センターが設置されており、支援を行うとともに、社協などで学校園での福祉学習も実施いただいております。ボランティアのメンバーが固定化しているところもありますので、活動者の増加に努めるために活動の紹介や、広報などに取り組むこととしております。

施策12「地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進」です。市民と社協と行政で様々な取組を行っております。メンバーが固定していることが課題として挙がっており、活動紹介、アクションアワードなども通じて広報していきながら活動者の増加に努めていきたいと思っております。

施策13「ちょっとした支え合いの仕組みの充実」について、ひとり一役活動では、コロナ禍の間は活動者や活動機会が減少しており、今後継続して情報発信をして増やしていくことに取り組んでいきたいと思っております。

施策14「身近な地域での福祉活動の推進」です。民生委員・児童委員の方や、福祉推進委員においては定員が充足しておらず、コロナ禍が始まった令和2年前後に委嘱された方は十分活動いただけなかった時期もあり、経験が蓄積できていないという課題があります。そういったことから民生児童委員協議会での研修など、様々な手法を今考えているところです。また、市民活動団体等が取り組む事業に対する補助として、市民提案型事業補助金がありますが、現状としては新しい活動につながりにくいということがありまして、あしや市民活動センターと連携しながらサポートを実施していこうとしています。

施策15「社会福祉協議会による活動支援機能の強化」です。社協においては、地域の活動を支援していただいております。新たに地域で活動をする人が生まれるように様々な地区担当の方や地域支え合い推進員、生活支援コーディネーターの方と連携しながら地域の取組に様々な活動をいただいております。

次に施策16「地域福祉まちづくりのネットワークづくり」です。地域福祉とまちづくりの連携においては、市民参画・協働推進課と、地域福祉課の職員が普段から情報交換を行いながら地域での取組について連携していく、団体間の交流を図るなどをしていながら今後もどういったことがネットワークとして作っていけるのか、取組としてできるのかを考えていきたいと思っております。

施策17「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化」です。様々な団体が参画・協働していただいている「こえる場！」というものがあります。こちらはコロナ禍において実施が難しいところがございますが、職業体験の機会創出に向けた意見交換を行

っております。また令和5年度は対面での開催も実施できたところでは。

施策18「防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進」です。防災関係では、自力での避難が難しい要配慮者と言われる方々に対して、民生委員や自治会、自主防災会に要配慮者名簿を提供しておりますが、共助を進めていく必要がありますので、関係機関や専門職の方とも連携しながら、さらに支援ができるような方向を考えていきたいと思っております。

施策19「まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進」です。担い手が不足しており、地域での活動に参加をするきっかけづくりや、地域づくりまでを含めた取組の検討を細かいところも含め、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

施策20「人口減少や社会変化に対応に向けた共生のまちづくり」です。人口減少などの社会構造の変化に向けた取組としまして、様々な分野で取組が進められておりますが、特にICT活用促進の部分では、地域福祉アクションプログラム推進協議会でスマホカフェを地域で行っていただく支援をしております。バリアのないまちづくりに関しては、「合理的配慮提供支援助成」を行っております。また、重層的支援体制整備事業についても社会構造が変化する局面において重要と考えておりますので、各取組を進めるとともに、関係機関との連携を一層進めていきたいと思っております。資料4の説明は以上です。

資料5は、地域福祉計画の20の施策を多機関の協働推進、参加の推進、地域づくりの推進と分けて掲載し、八角形の枠で重層的支援体制整備事業の実施計画の施策を紐づけているものになります。特に地域福祉計画に関連する取組を枠の中に簡単に書いております。それぞれをどのように連携させていながら地域福祉計画として進めていこうかということイメージとして図にしているものです。こちらは参考としてご覧ください。

<平野部会長>

ありがとうございます。この後の解説と併せて御説明をしていただいたほうがいいかなというのがありますが、何かとりあえずここで聞いておいたほうがいいというのはございますか。

<佐瀬委員>

資料4の取組概要に関しては、様々な課題があり、主に令和4年度の取組を御報告いただいたという理解でいいのでしょうか。何が気になっているのかと言いますと、令和5年度の報告ではなく令和4年度の報告を中心にしていただいたと考えていいのか、令和5年度も含めて報告をしたと考えていいのか、さらに言えば、令和6年度に向けての計画はまたいつか作成するのかということをお尋ねします。

<事務局：堂ノ前>

主に令和4年度の実績について御報告をさせていただきました。ただ御説明させていただいた中で令和5年度に実際にあった動きについても少しかいつまんでお話させていただいたところでは。令和5年度の取組、令和6年度以降の方策については、来年度の地域福祉部会でも報告をさせていただこうと思っております。今後令和6年度に地域福祉計画の中間評価も含めて考えていかないといけないと思っておりますので、そのあたりで第4次地域福祉計画の令和6年度以降の取組を御説明させていただきたいと思っております。

<佐瀬委員>

ありがとうございます。希望を述べるとしたら、課題のところの順番はすごくいい形でまとめようとされているのですけれども、令和4年度、令和5年度に向っていくと課題が見えにくくなるようなところもあるので、この課題はどう引き継いで令和4年、令和5年に進んでいっているのかということも少し見える形にしてくださるといいです。課題は結構細かな現実味のある具体的なものが入っている一方、令和5年度以降は抽象的な表現が

増えているので、そのあたりの流れを整理してくださると、理解しやすいです。

<事務局：岩本>

ありがとうございます。今いただきました御意見を基にまた資料の改善をさせていただきたいと思います。

<平野部会長>

それでは、資料4の取組概要について、様式等も今佐瀬委員がおっしゃったように下の3つの組み立てと、それから来年度中間年に当たるということで、それに向けて少し整理をしていただくということにさせていただこうと思います。

お手元の第4次の地域福祉計画の18、19ページに計画の全体が載っております。19ページの図で、重層的支援体制整備事業からベクトルが出て、施策と関連していることが見ていただけるとと思います。細かい20項目だと理解が一気に深まらないということもあるので、できればこのA、B、C、Dという4つの柱立てに沿った今の芦屋の到達点みたいなものも今後整理していただくといいのかなというのを思った次第です。

今日はこの後の解説をした後に、議論に戻ってまた審議をしていただこうと思います。来年度がちょうど地域福祉計画の中間点です。地域福祉計画と重層的支援体制整備事業、あるいはその実施計画との関係性を理解していただき、地域福祉部会がどのような進行管理をしていくのかということについて議論していただければ評価の仕方にも関係するかなと思います。

### (3) 解説

<平野部会長>

それでは、解説に入ります。当日資料のテーマ1。この本は330ページほどページ数がありますが、この本の中から、芦屋のことをどうやって探せばいいかという質問です。一般的には目次を見て、目次の中に芦屋があるかどうかというのは順当な見方かなというふうに思います。

目次を見ていただいて、最初に「芦屋」が登場するのは2章1節の2-2。次に4章1節の2の2-3のところから芦屋市の事例、第Ⅱ部の5章から8章に具体的な8つの自治体が出てきて、第8章に芦屋市が出てくる。具体的に芦屋市が出てくるのは第8章の2節のところからサブタイトルに芦屋市が出てくる。つまり第Ⅰ部はこの重層的支援体制整備事業とはいったいどんなものであるのか、第Ⅱ部では8つの自治体が登場して、8つの自治体のうち芦屋市は第8章、一番まとめに近いところで出てきます。

目次を見ると3か所に芦屋という名前が出てきて、そこのページを探るということになりますけれども、結果的には索引を見てもらうと一番いい。320ページから索引がありまして、芦屋は結構たくさんありますけれども、最初に52ページに出て、次に99ページ、107ページに出てくる。このあたりは前のほうの話ですよ。ですから250ページや260ページあたりは8章のあたりだと検討がつくと思います。300ページのほうに行くと、これは終章にも出てくるという感じが分かりますかね。第Ⅰ部に該当する、つまり芦屋市だと52ページに出てくるというのはつまりこの仕組みの全体を説明するところで芦屋市の役割があるということイメージ的に示しているというふうに見ていただいたらどうかと思います。

芦屋から生まれた言葉もあります。125ページには「現場発のキーワード」とあって、この本は私が8つの自治体を1年間調べた結果の本です。2022年度の1年間、多くの回数お伺いして、現場から面白い言葉をピックアップして整理しました。表Ⅱ-5 現場発のキーワードとその意味を見ていただくと8章が3つ出てきます。4.「重層っぼい」という、これは芦屋で生まれた言葉です。職員や社協の人たちと議論をしたら、「これは重層っぼい話ですね。」とおっしゃった人がいたのです。つまり重層的支援体制整備事業っていったい何かというのを今日少し解説しますが、皆さんとある議論をしているときに「それ、重層っぼいね。」と言ったのは私にとってはすごく意味のある言葉なのです。つまり「重層っ

っぽい」というのはいったい何を見てそう言ったのかが書けるといいなというふうに思っています。結構色々なところで「平野先生、この重層っぽいというのはいいね。」と言われたりもします。何を言いたいかという、今日のこの審議会の部会というのは話を聞くと難しいわけですね。でも本当は芦屋の中で「重層っぽい」取組をしたリストが与えられていればもうちょっと話は簡単に行くという面もあって、こういうことが「重層っぽい」成果なんですという話になると、少し意味があるのかなというふうにも思ったりします。

9. に「クロス人材」や「本業+ $\alpha$ 」とありますが、本業をやっていた人がプラスアルファの展開をするというのは、重層事業としてはとても関心のある取組だというものもあります。いずれにしても1年間のフィールドワークをやって、そういう言葉を一生懸命集めたというのがこの本です。

それぞれの地域にオンラインも含めて2022年度に113回、芦屋は19回行きました。芦屋から生まれたキーワードはほかにもたくさんあります。では「重層っぽい」という言葉が芦屋だけで出てくるのかということになるので、それが記載されているところがどれくらいあるのかというと、索引を見ると「重層っぽい」という言葉が12ページから5か所もあります。「重層っぽい」に似た言葉がほかにはないかということ例えば、「重層的」というのもそうだし、「重層的思考」という重層的にものを捉えるという言葉もそうです。江戸川区の「重層的な地域拠点」、あるいは「重層的な地域支援人材」とか、「重層的な地域人材」、この中に多分重層的な地域人材の方がおられるかもしれません。そして、「重層の芽」というのがありますが、これも実は芦屋で生まれた言葉です。重層という考え方が芽生えているというふうに考えてもいいのかなと思って、芦屋が登場する250~60ページに「重層の芽」という言葉が集まっています。今日の説明は結構複雑だったと思いますけれども、本の中で紹介しているこの8つの自治体の中で、芦屋と一緒に勉強をさせていただいた人たちが、重層的な視点、重層的な思考方法を取られているスタッフが多い自治体だと考えていただいたらどうかと思います。まずこれが1つ目の話です。

では「重層っぽい」とっていったい何という話に移りたいと思います。テーマ2です。「重層っぽい」というものの説明をどういう形ですのかということなので、「A+B+C重層モデル」というのを作りました。それが46ページから始まります。47ページの図2-2 A+B+C重層モデルの構造図をご覧ください。

この図を見ると、AにはA1からA5まであります。重層的支援体制整備事業というのは基本的に5つの事業を用意しました。それがAに書いてある1号から5号までの文章です。少し難しいと思うのですが、包括的相談支援事業から多機関協働事業というものが政策名称として登場した。これは社会福祉法という法律の中にこの名称が出てきます。重層的支援体制整備事業という名称は106条の4に登場します。ここに先ほどの5つの事業の解説が少しですが出ています。106条の4第2項にこの話が載っていて、47ページに出てくる包括的相談支援事業などは法律の文章の中に出てくる事業名なので、行政もそれを書いて説明しているということになります。

では、重層的支援体制整備事業はいったい何を狙っているのかということのお話をしたいと思います。その話をしようと思うと、重層的支援体制整備事業はいったい何かという話が第1章に出てくるので、25ページを見ていただきたい。先ほど言った1号から5号の事業がこの25ページの図1-1に並んでいます。その一番上に3つのグルーピングがなされています。つまり重層的支援体制整備事業というのは5つの事業から構成されていますが、大きく分けると3つに分類できます。それは対象者の属性を問わない相談支援、今までの相談支援は対象を特定するわけですね。けどこの重層は対象の属性を問わないようにできるだけ相談をしていきたいと思います。2番目は、多様な参加支援を実現します。3番目は、地域づくりに向けた支援もやりますと言っているわけです。地域づくりというのは直接福祉ではないわけですが、地域づくりに向けた支援もやる。且つ、この3つを一体的に実施するというのがこの重層の狙いです。相談支援が参加支援とつながったり、地域づくりとつながったりして、一体的にしましようというのがこの重層の狙い



だということですが。

25ページの第1号の名前が包括的相談になっています。今の政策的なキーワードは、包括的か重層的かという、その2つが非常に重要なキーワードになっています。その区別もお話しておく必要があります。包括的相談というのを理解するために、次の27ページの表1-2を御覧ください。1号を見ていただくと、介護、障害、子ども、困窮のそれぞれにセンターとか支援事業があるのですが、その間をできるだけつなぐようにすることが包括的だという意味になっているということです。包括的とは介護、障害、子ども、困窮という制度で分類されたものをできるだけ包括的に支援しましょう、一体化しましょうと言っているわけです。

それに対して重層というのは何を言っているかということ、この1号から4号を縦につなぎましょうと言っている。つまり包括的というのは1号の中を包括化するという意味ですし、重層というのはこの1号から5号、特に3号の地域づくり、2号の参加支援、1号の相談支援を縦につなぐ。縦につなぐというのが重層のポイントになっているのですね。ですから包括的という言葉が今まで言われていましたが、もちろん色々なニーズがあることを包括的に支援するということとともに、むしろ今まであまり地域づくりとか参加支援に言及せず、困った課題だけを支援すると言われてきたけれども、もう少し先を見越して、その人の社会参加とか、あるいはその社会参加を支える地域を豊かにしたほうがいいよねというところまでを議論したほうがいい、だから地域福祉に近いということです。

ですから私の認識では、重層的支援体制整備事業というのは、地域福祉から生まれたと考えてもらいたい。なぜかということ、地域の人たちが協力しないと色々な制度がもたなくなっている、その相談、参加、地域づくりを一体的にやりましょうとなっているように理解してもらったらどうかと思います。

そのことを分かりやすくしたほうがいいので、37ページの図1-5を作りました。制度の中で縦割りになっているものを協働する。つまりI×I 制度福祉間の協働というのがどちらかということと包括化を示している。そういう制度じゃなくて地域福祉、さらにはまちづくりを括っていくようなものを重層化というふうに捉えたらいいかなと図にしてあります。ですから、地域福祉と重層的支援体制整備事業が重なるのはIIとIIIの関係を強めようとしているからそうなっていると理解してもらいたいのではないかなと思います。

重層っぽいという感覚がちょっと掴めてきたのではないかなと思いますけれども、実はもう少し重層っぽいということを深く理解する必要があります。私が芦屋でそういう経験を積んで、芦屋で色々作業をしてもらった中で確信を得たテーマですが、47ページの図2-2と先ほどの27ページの表1-2の1号から5号を縦に重ねますよというのとどこが違うかということ、これは1号から5号が横に並んでいるところが根本的に違いますよね。前までは1号から5号を縦につなぐといいよねという感じでしたが、これを横に並べると横をくっつけないといけなわけです。A1からA5を横でくっつけるような仕組みがないと重層的にならないわけです。その仕組みが事業の中にないといけなので、Aの個々の事業をくっつけるような、そういう機能のBをつくるというふうにしてある。Bという機能は、これまで色々な自治体がつくってきた機能の中にそういう体制整備に該当するものがあるはずだと考えてCをつくったということです。つまり「重層っぽい」というのは、本当は重層事業をこれからしないといけなのではなくて、過去にそれに該当する実績があったCに注目できるから「重層っぽい」という話ができるということです。

つまり新規に事業をくっつけるという話なら、それはなかなか重層っぽいですねとは言えないわけですよね、これから作るのだから。だけどCというこれまでに既に間をつなぐような取組があることに気づくからこそ「重層っぽい」という表現が成立するわけです。芦屋はそういうふうに戻らなければという作業をしてくれたということです。27ページに1号から5号の5つの事業がありますよね。重層的支援体制整備事業というプログラムは新規事業ですが、新規事業に該当しているのは実は3つしかないわけです。つまり2号と4号と5号が重層的支援体制整備事業の新規予算です。あとの1号と3号、つま

り包括的相談支援とかは既存の制度を活用して一体化しなさいと言っているだけの話なので、重層的支援体制整備事業みたいなものを新規に予算化したわけではないのです。ここがポイントなのですが、介護、障害、子ども、困窮という別々に出ていた予算を、補助を一括して交付金にする。つまり地域包括支援センターの運営費の一部を子どもの利用支援事業に使っても構わないということにした。補助金というのは目的外使用ができず、その該当事業にしか使えないわけです。今日傍聴で御参加していただいている方の中に地域支え合い推進員の方が5名ほどおられるのですよね。地域支え合い推進員の方の人件費は、3号の生活支援体制整備事業という介護保険の一部から出ています。3号の生活支援体制整備のお金で雇用されている地域支え合い推進員は、高齢者を中心にするというのは今まで当たり前です。しかし、今回は高齢者だけの居場所づくりとか、話合いの場にしないでいいと言っているわけです。高齢者に限定せずお金が回って構わない。つまりお金の流れとして、一体的にやるから例えば地域で協議体をつくったら、そこに障がい者が来るとか、子どもが来ても構わないという仕組みに変えたということです。そこは大幅に変えたということになります。

このように重層的支援体制整備事業というのは、それぞれの古い以前からの事業の中で横断化を進めるのも、それはどことなく誰が来てもいいと言っている地域福祉に近い事業の性格づけを与えたということになっているということになりますよね。高齢は高齢だけということではなくなっていくわけですから、それはある意味で地域福祉に近づいたというふうに言っている。重層的支援体制整備事業をなぜ地域福祉の部会で理解しながら芦屋市の中で進めないといけないかという、対象を横断化できるし、それからまちづくり系の人たちとつながればいからです。地域で活動するとき、私は福祉しかしませんよという話ではないわけですから、まちづくりと福祉が一体化できるという条件を兼ね備えた仕組みを外から持ってきたということです。いくら地域福祉側が言ってもそのようなことはそう簡単に実現しないから、重層的支援体制整備事業をやりますという仕掛けを制度的に持ってきて、私からすれば地域福祉を再評価したと。だからこそ先ほどの47ページの絵のように、地域包括支援センターとか地域支え合い推進員というのは、今始まった制度じゃないので、これまでにあったからCの部分なのです。そのCの部分で今まで持ってきた内容をもう一度重層として展開すればいい。ですからAという重層メニューだけで重層をやるのではなくて、もちろんメニューの中にこれまでの制度が含まれているので、Cの実績を使いながらAを何とか展開するというようなモデル図として、A+B+Cというふうはこのモデルをつくったということになります。

では、芦屋でその作業をどうしてもらったかという話です。265ページに複雑な絵が載っていますが、私は色々な自治体ごとに評価活動みたいなのをさせていただいて、そこでの議論をこのように記録として本の中に残しています。2022年9月17日に兵庫県下で重層の先行自治体として、行政職員と社協の職員と私とでセミナーの講師をしました。そのときに使われたパワーポイントの1つが下の絵です。芦屋では2022年の5月からシートをつくって、それで作業をしてもらいました。一番端の吹き出しに、「重層の芽」の考え方を出し合い、すり合わせたと書いてありますが、こういう評価作業を5月12日から延々とやってくれたわけです。どんな作業をやったかということが268ページ、表8-5の絵として出てきます。まず266ページの図8-3を見ていただくと、さっき言っていたA+B+Cを表に落としたらこの絵になるという感じなのです。つまりCの実績があってBを整理するとAがうまく組み立てられるという絵になっているのですが、具体的な作業をやってもらったら268ページの絵になったというふうになります。資料1の細かい絵はここからできているのです。つまり当然色々な相談事を既にこれまでに受けているわけですよね。それでこの資料1のフローチャートの重層的支援のチーム会議とあると思いますけれども、これは社協の中に総合相談窓口相談に来られた人の会議をするという名称だったのですよね。表8-5を見ていただくと、C1は困窮とか色々な既存の制度の中で社協が総合相談窓口に来た色々な相談を皆で話し合うという会議をやっていた、それをA1として重層的な相談

機能としてうまく改善すればいい、つまり市側から見て既にやっているCをどう改善すればAの新しい事業につなげられるかという作業をこういうシートを使って色々な形でやってもらった一部をここに書いたということになります。

ですから資料1の重層的支援のチーム会議は、もともとは総合相談窓口でやっていたある会議を改善して、このチーム会議にした。ところがその会議のうち多機関協働事業というA2みたいなものも組み立てないといけないので、資料1はBで多機関協働支援会議という名称がつくられているという関係になっています。つまり既にCというこれまで蓄積があった会議をやられていた。それを見直して、このA1とA2に何とかつなげていくような仕掛けに変えていくということで、包括的相談支援の事業として総合相談窓口の仕組みを少し変えて、重層的支援チーム会議、それからA2のメニューとして多機関協働支援会議をやる。さらにもう少し充実でCの多機関協働推進委員会もそこにつけたみたいな関係になっているということです。

つまり国が重層的支援体制整備事業という新しい仕組みを持ってきたら、その新しい仕組みそのものを新規にやるということではなくて、これまで蓄積されてきた包括的な相談の関係の色々なメニューを洗い出して、それをリノベーションする、そういう仕組みをやったというのが芦屋の1つの成果だと理解してもらおうといいのではないかと思います。これは第8章ですから芦屋のページです。266ページの小見出しは、評価シートの活用によるリノベーションとなっています。このリノベーションという言葉は結今この分野では使われている言葉なのですが、私としては芦屋の取組から生まれた言葉と言ってもいいかもしれないと思います。

これで「重層っぽい」とか、「重層の芽」とかりノベーションとかというのは、この芦屋の特に行行政担当者と社協とがチームをつくって、1年間で19回やった会議の成果の中にあつて、もちろんそれが地域で色々な形でやられていることを吸い上げていくということも含めてですけれども、そういうような新しいものに、編集している一種の側面があるというふうに理解してもらったらどうかと思います。それはその相談だけではなく、268ページの表8-5、C1既存制度の生活困窮の中でA3のところを見ると、自立相談支援員と就労支援委員が引きこもりの人の訪問支援を実施しているという蓄積があつて、その隣に就労支援委員会を中心として居場所を開催している取組が既にあつて、その2つからアウトリーチ事業と参加支援事業を組み立てることができるのではないかと思います。今日「こえる場！」の話や、あるいは色々な会社が引きこもりの人の受け皿、就労体験みたいなものを引き受けるという話がありました。資料3を見ていただくと、こういう困窮の中で就労支援委員の人たちが取り組んだ成果を踏まえて今回参加支援事業としてやるということになったので、芦屋市のこの参加支援事業というのが、こういう形で4か所にお金が配分されているわけです。そのうちの三田谷治療教育院のところは先ほど言った、言わば就労支援委員の人たちが活動してきて、そういう居場所みたいなものをつくってきたわけです。けれどそれ自体は、生活困窮の事業です。ですから生活困窮の事業を超えて参加支援事業という新しいメニューをつくったものが、この誰が来てもいいような様々な「寄ってカフェ」とか、子ども食堂とかそういうもののサポートをしている事業という関係になっているということです。このお金がPASネットにも参加支援として出ているわけです。判断能力の乏しい人の支援をすることで、社会参加につながるということも参加支援事業として捉えればいいのではないかと思います。言わば既存の権利擁護支援センターが実績として持っていたものを評価し直して、それが参加支援につながるというように考えられていると理解してもらえればと思います。

つまり重層的支援体制整備事業というのは、新規に何か新しいことをするというよりは、A+B+Cに示したように、Cで既にあつたものの実績を生かしてやっていく、あるいは特に地域福祉の実績を生かして社会参加とか、それから地域づくりとつなげていくというような性格を持った事業だということで、地域福祉部会で重層のことを議論していく理由はそこにあるというふうになります。

ということで、何か今の範囲で質問や感想があればお願いします。

<澤田委員>

ありがとうございます。重層的支援体制整備事業について以前から何回か説明頂き、縦割りを横割りにして、さらにお金を使いやすくする等のいいことは聞いており何となくイメージがあったのですが、今回、本をもとに説明頂いて良くわかりました。平野部会長がどのような思いでこの本を書かれたかなと見ると、芦屋に対してすごく熱い思いを持っておられるなというのがよく分かりました。現実の問題に法律の話が関わると少し複雑であるなという思いと、ただ以前から説明頂いた内容だけでは分からなかった部分が少しずつ分かってきたかなという気がします。大変勉強になりました。

<橋野委員>

あしや市民活動センターです。今お話を聞いていて、私たち市民活動者としては地域福祉＝市民活動だとずっと地域福祉課とも話をしてきたので、改めて今までやってきたのは間違いでなかったなというのを感じました。ありがとうございます。

<平野部会長>

もしよろしかったら、民生委員の立場として岡本委員から何かありますか。

<岡本委員>

民生委員としてというよりは、重層的ってよく聞くのですけれども、確かに包括的なことと重層的なことという区別がよく分かっていませんでした。今日説明を聞いて、それが重層的でこれが包括的なんだということを理解ができたというところはあるのです。ただもし欲を言えば、色々こういうことが重層っぽいことなんだよねという具体的なもののお話があれば、そうかと思うのです。自分の中でイメージしていたのは先ほど平野部会長も少し言われましたけど、「こえる場！」です。「こえる場！」はコロナの前、何年も前から取り組んでいて、地域福祉課の方や私も何回も参加して、子どもの居場所づくりも含めながらやった思い出があります。コロナ禍が明けてまた今度新しく取組を重ねていこうというところで、この前会議があったかなと思うのですが、そういうことが「重層っぽい」ことにつながっていくのかなと思ったのですが、それでいいのですか。

<平野部会長>

いいと思います。つまり2つあって、そういうことを進めようとする人の考え方を「重層っぽい」という場合と、プログラム自体がそういう性格を持つという場合です。この本を書くときに行政の人や、相談支援をやっている人は包括的にその人を支援しないといけないというのは、ずっと認識は深まった。先ほどの市民活動とか、あるいは企業とつながっていくというのも包括的と言えないことはないんだけど、包括的と言い過ぎると企業だってすごく役割を演じないといけないみたいなことになるわけです。そうじゃなくて、色々な層を担っているアクターというか活動家と一緒にいけばいいだけの話です。あなたの役割はこうですと決めて、包括的に支援をつくらないといけないとなると息苦しい感じになりますよね。ですから国は最終的には包括的でまとめようとしているのです。なぜかという社会福祉法の制度として、106条の4というのは106条の3の手段だと言われているのです。106条の3は包括的な支援体制の整備なので、それを実現するために重層的支援体制整備事業があるという整理になっているので、最終的には国は包括的な支援をつくるという呼び方をしているのです。しかし私としては、「包括的」になるとどうしても息苦しい感じがあります。包括的支援をするためにここを担いなさいみたいに。そこで私は私なりに重層的と包括的の言葉の区別をしたほうがいいのかという目的でこの本を書いており、意図的に先ほどの整理をしたという感じになります。制度解説としては、より包括的

な支援体制の整備のほうが法律上は上位概念だということになっているのです。しかし、地域で活動している人はやはり自発性に根差した人たちなので、包括的な支援の一部と組み込むというのは、必ずしもよくないのではないかと、色々な層の人たちが層をなして役割分担をしていると考えたほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

つまり「こえる場！」のメンバーが「こえる場！」を通して困った人の包括的支援をするみたいな話として位置づけられると、ちょっと息苦しいかなと思っているので、私はそれを「重層っぽい」と捉えたほうがいいのではないかと考えています。包括っぽいというふうに捉えないほうがいいのではないかとという意味で行くと、今岡本委員が言ってくださったように1つの例として「こえる場！」というのがあって、先日国の地域支え合い推進員という仕組みをつくった担当者が「こえる場！」をすごく気に入っていて、この芦屋の「こえる場！」がいいといつも言っているのですけれども、それはやはり地域支え合い推進員もそういう性格だということに彼が意識してつくったわけなのです。だから何か困った人を皆で支えるための役割みたいなことを強調し過ぎると、皆負担感がすごく大きいので、そういうものをつくる人材として必ずしも地域支え合い推進員があるのではないというのがその人の意見なのではないかなというふうに思っています。

佐瀬委員、何か一言お願いします。

<佐瀬委員>

もう今は地域福祉というよりも高齢者福祉に身を置いておりますが、色々なことを思い出しながら考えていると余計混乱したなというのが正直なところですね。それこそ例えば37ページの先生が作ってくださったこの三角形の図を見ると、一番下にⅢのまちづくりがあって、真ん中に地域福祉がある。私は、地域福祉はまちづくりも込みだと思っていたので、このまちづくりは平野部会長の言うところのいわゆるハード面というか、建築学的、地理的というレベルのまちづくりを込めているのかなということ想像しながらおりました。そういうことで少し混乱しながら思っていたということです。また、私はお金の使い方がどうなるのかというのが常に気になっていましたけれども、27ページで少し説明してくださったので、少し分かりかけてきたなという、そんな状況です。

いずれにせよ今までの制度って実はもう包括的だったり重層的だったり皆頑張っている、それをもう一回整理し直そうということは、私はとても納得ですし、専門職も頑張りましたし、市民も頑張っている、そこを整理し直してくださるといのはとても嬉しい話だなと、そのように思っていました。

ですので、資料3はこの3事業体だけでいいのか、もっとほかにあるんじゃないのかなというようなことも実は思っていました。

さらに言えば、この資料1をもっと私たちに分かりやすくしてくださるのだったら、A重層的支援のチーム会議で14件のケースを検討し、そのうち6件を多機関のBに移したと、このあたりの具体例を少し説明してくださると分かりやすいです。もし機会があればそのようにしていただけると嬉しいかなという感想とお願いでした。以上です。

<平野部会長>

ありがとうございました。最後の話は、さらにEというのがありますよね。

<佐瀬委員>

そうですね。

<平野部会長>

Eはいったい芦屋市にどれだけの会議があるのかということも全部整理していただいた経緯もありまして、特にAの中でBのことを意識しなくてもいいケースもたくさんあったので、どういうケースがBのほうに移したかということもこの間少し整理しました。他の会

議との住み分けをどうしているのかということも、次回この部会に提示して少し御説明できるようにしたいと思います。

それから、資料3の参加支援事業について、実はこの説明が難しいのですが、31ページを開けていただきたいと思います。佐瀬委員は何をおっしゃったかという、この重層における参加支援事業に該当している以外にもいっぱい参加支援については取組があるということがあるわけですよ。それがこの4事業だけでいいのかという御質問だと思います。この31ページ、図1-2に、重層における参加支援事業と言われているものが左端に書いてあります。しかしそれ以外に参加支援をやっている実践はいっぱいあるわけです。実はその参加支援事業がいっぱいあるものが、地域福祉としてサポートされているわけです。ですからこの重層のお金が出ているか出ていないかの差だけで、参加支援事業は一般的にたくさんある。地域福祉というのは行政活動として、しっかりとそれを支えるような行政活動をしないとイケないという関係にある。

ですから、重層事業の中で縦で重層化するという側面と、重層的支援体制整備事業でお金が出ていない内容においても、相談支援と参加支援や地域づくりが一体的になるように行政はサポートする必要があるのではないかというふうに考えているということです。

それから先ほど地域福祉はまちづくりを含んだ概念なんじゃないかということの質問もあったと思うのですが、芦屋では市民参画・協働推進課が所管している、福祉を直接目的にしないような幅広いまちづくりのことをここではまちづくりと呼んでいるという関係にあり、そこが重なっていくというような立場で考えていますということです。

#### <納谷委員>

直接的な中身と外れるかもしれないのですが、最近県も市も、自治会活動にすごく興味を持っていて色々なことを質問されます。例えば私のところの町でこんな活動をやっていると、なぜそういうことができるのか、直近の例を挙げると、前回御紹介しました公園を清掃して焼き芋をやろうという活動は、何と450名ぐらいの人が来てくれました。今回は3回目でしたが、それでも色々な方が見学に来て参加いただいて、なぜそういうことができたのかということをよく聞かれました。市役所からも聞かれました。市長もすごく興味を持っていると思います。先ほどの自治会というのは包括的活動の中に入ってきているのか、自治会活動そのものはどうなのかということを考えていると、県や市が自治会活動にすごく興味を持っていて、自治会を生かして、活性化をしていかないと行政的にはうまくいかないというような意図が見え隠れしてきているのです。自治会からすると我々は行政に協力はするけれども、行政の維持機関ではないので、そのところをもっとうまく調整していかないとイケないと思います。前回からも言っていますが、今自治会というのは必ずしも安穩としている状況ではありません。後継者がなかなか見つからない、個人主義といった考え方が若い人たちにはどんどん広がってきていて、自治会活動に入るというメリットは何かと言われると、役員会からするとそんなことを言われてもという思いもあります。少しそのあたりのかい離しているところがあるので、行政が求めている自治会活動というものと、自治会側が持っている活動との間に調整できないのかなという部分と、もう一つは「支援」と言われると、お金の支援というのは先ほど佐瀬委員からも出ていましたけど、こういう活動に対する金銭的な支援というのがどのぐらいできるのかなと思いましたが。基本的には自治会活動は自分たちの会費や資金で賄っているのですが、最初の計画、スタートに対しては助成金が結構ありますけど、継続性のある活動に対してあまり助成というのはなされないのですね。そういうことも含めて行政が求める自治会活動というのは、こういう今までやってきたこととどういうふうに関連づけられるのかなというのがすごく気になっていました。

#### <平野部会長>

一応ダイレクトではないのだけど、128ページの図5-1を見ていただきたいのですけれ

ども、納谷委員はきっと重層的な思考を持った人材だと思います。この絵はさっき言った相談と参加と地域づくりを斜めの点線で切っているのですよね。大きな四角にして網がかかっているのは住民で、一番上の斜めの線は相談支援なので、民生委員が半分かかっているみたいな感じになっているわけです。でも民生委員はどちらかという地域福祉的な活動もあるので、真ん中の平行四辺形みたいなところは地域福祉にしてあって、ここは参加支援にせずつ幅広く取っているのですけど、一番下の斜めの線は地域づくりになっている。ここに自治会リーダーということになります。小さな都市や過疎地に行けば地域おこし協力隊みたいな人が、あるいは高知県だと集落支援員みたいな人が結構たくさんいるわけです。私はこの絵をどういうふうに考えたかという、この地域リーダーの人たち、例えば自治会リーダーの人たちが少しでも地域福祉に越えていけば、それは重層的だというふうに捉えたらいいのではないかな、あるいは今日は第2層の生活支援コーディネーターの人たちが傍聴に来られていますけど、第2層のコーディネーターの人たちは主に地域福祉的な活動をされるけれども、地域づくりに越えてきていただく、さっきの落ち葉で焼き芋の活動も面白いなと思って、そこに興味を持つ。逆に言うと自治会が色々な活動に取り組もうとしたときに応援者として地域支え合い推進員が関わるといえるのであれば、それは果たして本来業務なのかとかを自分たちで検討しないといけませんけれども、でも「本業+α」という考え方もあるので、もともとはそういう事業なんだけど、自主的に一度やってみようかとか、何でもいいですが、この点線を越えることが重層的な思考方法なんじゃないかと考えているわけです。ここには企業が書き込めていないですけども、芦屋の「こえる場！」というのはある意味でこの点線を越える、色々な意味でこの点線を越えるという意味で、むしろこういう重層的な人材と出会う場というふうに捉えてもいいのかなというふうに思いますね。この本の第5章には3つの自治体がありまして、1つ目が長野県伊那市ですが、この地域づくりをやっている人、あるいは地域福祉をやっている人でこの線を越えている人の名簿を作っていたのです。例えばフレンチのシェフが子どもの移動サービスを支えているとか、だから本業はフレンチレストランのシェフだけれども、それを生かして子ども食堂をお手伝いするとかという、そういう名簿を作っているのは地域支え合い推進員の人たちなのです。聞き取りに行っているわけですよね、こういう人がいますかみたいな感じですよ。それからある自治体で実際に作っていた絵があります。143ページ図5-4です。例えば相談側にいた人が地域福祉にやってくるとか、地域づくり系にいた人、つまり、まち協リーダーが地域福祉をやるということです。滋賀県東近江市ではコミセンは地域福祉の拠点の位置づけになっています。コミセンは指定管理を受けるためには地域福祉をやらないといけません。そういうリーダーが地域福祉をやると、とにかくこの線を越えている事例が少なくともここには7つほど本編には書いてあります。こういう線を越えていく職員を増やそうということもあって、1週間前にこの本の幾つかを抜粋してもらって職員研修をしました。70名の職員が集まってくれて難しい話を聞いてくれたのですけれども、実際に東近江市では、職員版の研修プロジェクトというのを中で作ったという話になっています。民間の人たちが線を越えて活動をしている取組を教材に編集をした経緯があります。少し難しい話になって恐縮ですけども、色々な意味で納谷委員がおっしゃったように、当然自治会活動をすれば結局自治会自体をどう維持していくかということも同時に自治会が地域福祉とどういうふうに関わっていくかということも1つの事柄ですし、今まで福祉的に配置された人材が自治会の活動のサポートをしていく、つまり自治会の持っている支え合い的な機能というものをサポートするというのも新しい課題でもあるというふうに受け止めていただいたらどうかと思います。

いずれにしても地域福祉部会というのは、やはり新しい政策を踏まえながら審議しないといけない場なので、この時期に少し難しい話でしたけれども、納谷委員が今おっしゃったことを本格的に制度としてやっているのが、東京都江戸川区です。最後にその点だけ、江戸川区の「なごみの家」が178ページに出てくるのですけれども、「なごみの家」というのは今江戸川区に9か所できていて、179ページ表の6-1の人材が配置されています。C

SWはコミュニティソーシャルワーカーということなのですが、「なごみの家」の3つの機能を見ていただくと、身近な相談場所、それから交流スペースが用意されています。そして3つ目に、地域のネットワークをつなぎますということで、ここで自治会支援をしているのです。ですからこの「なごみの家」のスタッフは、自治会の会長さんたちのバックアップをすることが仕事になっています。色々な課題というか例えば、防災の色々な訓練とかもお手伝いに行きますし、そういうことも少しこの本の中にも書いてあるので、また読んでいただいたらと思います。江戸川区というのは東京都の中で最も自治会加入率の高い区です。自治会の活性化と言うと少し変な言い方ですけども、持続のためにサポートしているということになります。

何か疑問があったらこの本をまた持ってきていただいて、ここで議論する内容が本の中でどう扱われているのかということもまた参考にできる場合もあるかなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

<事務局：岩本>

平野部会長、ありがとうございました。この重層につきましては、いろいろな自治体が取組を進めてきていますが、どうやって進めていったらいいかわからないというような職員の声も多くあります中で、芦屋市は平野部会長に本当に細かく御指導いただき、いろいろな会議体の機能をリノベーションして、一体的に重層を進めていくための体制を整理しているところです。平野部会長のご指導にとっても感謝しております。本日は貴重な御講演をいただきましてどうもありがとうございました。

本日の議事録についてですが、会議録の案ができましたら、皆さまにご案内いたしますので、ご確認をお願い致します。

<納谷委員>

前回、発言の一言一句を議事録として書かれていましたが、非常に活発な議論をしようとする、場合によっては発言しづらいなということもないとも限らないですね。事務局が発言を要約して出していただくものが議事録かと思ったのですが、どうでしょうか。

<事務局：岩本>

ありがとうございます。議事録の記載方法につきましては、検討させていただきたいと思います。

これをもちまして第1回芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会を閉会させていただきたいと思います。